

森林の整備に関する費用に充てるための県民税の特例に関する条例

平成十七年三月十八日
山口県条例第六号

森林の整備に関する費用に充てるための県民税の特例に関する条例をここに公布する。

森林の整備に関する費用に充てるための県民税の特例に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、すべての県民がその恵沢を享受している災害の防止、水源のかん養、生活環境の保全その他の森林の有する多面にわたる機能が持続的に発揮されることが重要であることにかんがみ、森林の整備に関する費用に充てるための県民税の均等割の税率の特例について必要な事項を定めるものとする。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第二条 平成十七年度から平成二十六年までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、山口県税賦課徴収条例(昭和二十五年山口県条例第三十九号)第二十九条の規定にかかわらず、同条に定める額に五百円を加算した額とする。

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第三条 平成十七年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度、各連結事業年度又は地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五十二条第二項第三号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、山口県税賦課徴収条例第三十五条第一項の規定にかかわらず、同項に定める額に、次の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額を加算した額とする。

法人の区分	加算する額
一 次に掲げる法人	年額
イ 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第五号の公共法人及び山口県税賦課徴収条例第二十四条第三項に規定する公益法人等のうち、地方税法第二十五条第一項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業(地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第七条の四に規定する事業をいう。以下同じ。)を行うものを除く。)	千円
ロ 山口県税賦課徴収条例第二十四条第四項の人格のない社団等	
ハ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利	

型法人に該当するものを除く。) 二 保険業法（平成七年法律第百五号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（イから八までに掲げる法人を除く。） ホ 資本金等の額を有する法人（法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及び二に掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が千万円以下であるもの	
二 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千万円を超え一億円以下であるもの	年額 二千五百円
三 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が一億円を超え十億円以下であるもの	年額 六千五百円
四 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が十億円を超え五十億円以下であるもの	年額 二万七千円
五 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が五十億円を超えるもの	年額 四万円

- 2 前項の規定の適用がある場合における山口県税賦課徴収条例第三十五条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「森林の整備に関する費用に充てるための県民税の特例に関する条例（平成十七年山口県条例第六号）第三条第一項」とする。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年条例第三六号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年条例第二九号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（森林の整備に関する費用に充てるための県民税の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 18 前項の規定による改正後の森林の整備に関する費用に充てるための県民税の特例に関する条例（以下「改正後の特例条例」という。）第三条の規定（同条第一項の表の第一号イに掲げる法人に係る部分に限る。）は、平成二十年度以後の年度分の法人の県民税の均等割について適用し、改正前の地方税法第五十二条第二項第三号に掲げる公共法人等に対して課する平成十九年度分までの法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。

- 19 施行日から平成二十年十一月三十日までの間における改正後の特例条例第三条第一項の規定の適用については、同項の表の第一号中

「 |

|

八 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)

二 保険業法(平成七年法律第百五号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(イからハまでに掲げる法人を除く。)

ホ 資本金等の額を有する法人(法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及び二に掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)で資本金等の額が千万円以下であるもの

とあるのは、

八 保険業法(平成七年法律第百五号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(イ及びロに掲げる法人を除く。)

二 資本金等の額を有する法人(法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及び八に掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)で資本金等の額が千万円以下であるもの

とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。